

「第2期札幌市文化財保存活用地域計画（案）」に対する ご意見の概要と札幌市の考え方

1 概要

「第2期札幌市文化財保存活用地域計画（案）」について、パブリックコメント手続きによりご意見を募集したところ、合計9件の貴重なご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見と、そのご意見に対する札幌市の考え方を公表いたします。
なお、ご意見は趣旨を損なわない程度に要約していますのでご了承ください。

(1) 実施期間

令和7年1月8日（水）から2月6日（木）までの30日間

(2) 資料

第2期文化財保存活用地域計画（案）本書、概要版及び小・中学生用資料

(3) 資料の配布方法・閲覧場所

- ・ 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー
- ・ 札幌市市民文化局文化部文化財課（札幌市中央区北1条西2丁目札幌時計台ビル10階）
- ・ 各区役所総務企画課広聴係
- ・ 各まちづくりセンター
- ・ 市内文化財施設（時計台、豊平館、旧永山武四郎邸、旧札幌控訴院庁舎（札幌市資料館）、札幌市埋蔵文化財センター）
- ・ 札幌市公式ホームページ

(4) 意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール、札幌市公式ホームページ上のお問い合わせフォーム、持参

2 パブリックコメント実施結果

(1) 意見提出者数 6人

意見件数 9件

(2) 内訳

ア 年代別内訳

年代	19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	計
人数	0	0	0	1	1	1	3	0	6

イ 提出方法別内訳

提出方法	郵送	ファックス	電子メール	ホームページ	持参	計
人数	0	1	1	4	0	6

ウ 意見内訳

分類	件数	構成比
第1章 目的と位置付け	1	11.1%
第2章 札幌市の概要	0	0.0%
第3章 札幌市の文化財	0	0.0%
第4章 札幌市の歴史文化	0	0.0%
第5章 文化財の保存・活用の方針	2	22.2%
第6章 文化財の保存・活用に関する取組	1	11.1%
第7章 札幌市の関連文化財群	5	55.6%
計	9	100.0%

3 意見の概要と市の考え方

No.	章	意見概要	札幌市の考え方
1	第1章 目的と位置付け	第2次札幌まちづくり戦略ビジョンと第2期札幌市文化財保存活用地域計画との関連図に疑問がある。第2期札幌市文化財保存活用地域計画は、文化局文化部文化財課の個別のアクションプランであり、それを達成することで第2次札幌まちづくり戦略ビジョンの実現に貢献するのだと思う。戦略ビジョンは、札幌市の最上位のビジョンである。	第2期札幌市文化財保存活用地域計画は、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンが示す方向性を踏まえた計画です。ご意見のとおり、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンが示す「目指す姿」の実現に資するよう第2期札幌市文化財保存活用地域計画での取組を進めてまいります。

No.	章	意見概要	札幌市の考え方
2	第5章 文化財の 保存・活 用の方針	札幌市内で最近でも、明治や大正の貴重な民間の建築物が取り壊されていることを聞くことが多い。民間の建物だと所有者が代わった場合や、再開発の区画上で解体に該当した場合に取り壊す持ち主も多いようである。 札幌市としても、時計台や豊平館のような観光資源や歴史を伝える、民間の歴史建築物を壊されることをただ把握するだけではなく、持ち主に対して、建物を生かした商業利用や、補助金制度の紹介、建物を残し歴史を伝えることの大切さなど、話し合いで取り壊し以外の選択に導くのも必要と思う。また、修繕や維持も大変なので、補助金の増額などしたほうがよいと思う。 そのように残す努力をしないと、札幌市内にある民間の歴史建築物は再開発等でなくなると思う。	歴史的な建造物は、民間が所有するものも数多くあることから、行政のみならず、地域社会全体でその価値を共有していく必要があると認識しております。 このため、第2期札幌市文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の保存・活用のための取組を計画的・継続的に実施するほか、ご意見にあるように、文化財の持つ価値や魅力をより多くの人に伝える情報発信に努め、持ち主を含めた地域社会全体で、文化財を後世に伝えていけるよう取り組んでまいります。
3	第5章 文化財の 保存・活 用の方針	札幌市にはおよそ500か所の縄文、続縄文、擦文の遺跡があるが、札幌市民が実際に遺跡を見ることが出来る場所はあるのか？ 少なくとも数か所でも、遺跡をきちんと保存し、市民が見られるようにすべきだと感じる。札幌埋蔵文化財センターに遺物展示はあるが、実際の遺跡があることで市民の意識もあがると考える。	札幌市農業体験交流施設サッポロさとらんど内に保存されている丘珠縄文遺跡（縄文晩期～続縄文文化）を活用して、毎年部分的に発掘調査を実施し、調査中の遺跡を市民に公開するイベントを開催しており、土器や石器等が出土している様子を間近で見学していただくことができます。 今後も、丘珠縄文遺跡でのイベントの周知に努めてまいります。

No.	章	意見概要	札幌市の考え方
4	第6章 文化財の 保存・活 用に関する取組	アイヌ文化の保存、啓蒙にも力を入れていただきたいと思います。道内の博物館、資料館などが好きでよく訪問する。しかし、規模の小さい、もしくは古い施設などではアイヌ文化については触れていないところもあり、古い時代から現代までの展示にもかかわらず、アイヌ文化のあたりが抜け落ちているように感じる。 昭和時代は差別的背景や、もしくはアイヌ文化の専門家に頼めず展示できなかったのかもしれない。 現在はネットや SNS の普及で（アイヌに限らず）特定の民族に関する差別的な言動も増えており、北海道の中心である札幌市がアイヌ文化を尊重し正しく啓蒙することでそういった差別的風潮を少しでも減らすことができるのではないか。	「第2次札幌市アイヌ施策推進計画」（計画期間：令和3年度～令和12年度）では、基本理念として「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を掲げ、アイヌ文化の保存・継承・振興やアイヌ民族に関する理解の促進等に取り組んでおります。 引き続き、様々な形でアイヌ文化の保存、啓蒙活動に取り組んでまいります。
5	第7章 札幌市の 関連文化 財群	「旧札幌控訴院庁舎保存修理事業」について、建物自体は残しても、「旧刑事法廷」は、裁判長が被告人を見下す、『法の下での平等』、『疑わしきは被告人の利益』と『推定無罪』の原則に反し、冤罪を量産する構造に成っている。日本の司法は「中世レベル」を象徴している。「旧刑事法廷」の内装は撤去すべきである。	旧札幌控訴院庁舎（札幌市資料館）の刑事法廷展示室は、創建当時の法廷を再現し司法の歴史を現わしたものです。 ここでの展示を通じて、過去の司法制度の問題点や、戦後から現在に至る司法改革の経緯を学ぶことができる学習の場を提供しております。
6	第7章 札幌市の 関連文化 財群	宮の森ジャンプ競技場は、今後、競技には使われない事が決定済みである。メダル記念碑のみ残して、解体した方がよい。	宮の森ジャンプ競技場は、費用縮減や大会運営、選手育成の効率化等が見込まれることから、大倉山ジャンプ競技場への併設化を目指しております。 併設後の後利用については、オリンピックのレガシーを継承しつつ、これまでの歴史や地域性を踏まえ、今後、検討していきます。

No.	章	意見概要	札幌市の考え方
7	第7章 札幌市の 関連文化 財群	札幌市として、歴史的な文化財を残すことには大賛成だ。国際都市としてこれから発展する札幌にとって、札幌のルーツを保存することには大きな意義があると思う。 関連文化財群1に記載の「大友堀、札幌黄、亀太郎など」を顕彰する「札幌村郷土記念館」は貴重な施設と思う。 来館者の数や認知度だけで存続を決めるのではなく、札幌のルーツを顕彰する「札幌村郷土記念館」の存在意義は高いと思う。	計画で定めた「文化財の価値を多くの市民が共有し、大切に次の世代へ引き継いでいく、歴史文化の魅力あふれる都市」を目指して、取組を進めてまいります。 また、札幌村郷土記念館は、地元の保存会が主体となり、市指定有形文化財である「札幌村・大友亀太郎関係歴史資料」や札幌村の歴史に関する資料を展示、公開しており、地域のあゆみを学ぶことができる貴重な財産であると認識しております。
8	第7章 札幌市の 関連文化 財群	タマネギは明治4年(1871年)開拓使が輸入したものと、明治10年(1877年)お雇い外国人ブルックスが輸入した、イエローグローブダンバース(札幌黄)種があります。	関連文化財群に関する説明は、既に設定したものを基にして、簡潔な記載としていることから、現行案のとおりとさせていただきますが、今後、タマネギの説明をする際には、いただいたご意見を参考にしながら、関連文化財群の魅力がより伝わるよう情報発信を行ってまいります。
9	第7章 札幌市の 関連文化 財群	関連文化財群マップ〈大友堀〉に、大友亀太郎役宅跡碑、明治天皇行幸記念碑、ウィリアムペンブルックス博士顕彰碑を記入する。	関連文化財群マップには、関連文化財群の構成文化財を記載しております。この構成文化財は、札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会が開催した市民ワークショップの意見などを踏まえて、設定されたものであることから、ご意見のあったものを直ちに追加することはできませんが、これまでに設定された関連文化財群への文化財の追加や情報更新などについては、今後の検討とさせていただきます。